

令和8年度 第2回綾瀬市奨学金申請のお知らせ

綾瀬市では、経済的理由により高等学校等での修学が困難な方に対して修学を奨励するための費用の一部を援助しています。つきましては、令和8年度第2回奨学金申請の受付を行いますので、希望される場合は、次のとおり申請手続きをしてください。なお、申請は毎年（毎年度）が必要です。

1 資格

綾瀬市に住民登録があり、経済的理由により次の ~ の高等学校等での修学が困難な方（生活保護制度の基準をもとに計算される所得限度額を超えている場合は、対象になりません）。

なお、生活保護を受給されている方は、生活保護費に高等学校等での修学費用が含まれているため、奨学金の給付対象にはなりません。

- 高等学校（定時制を含む。）（ 1 ） 中等教育学校の後期課程（ 1 ）
- 高等専門学校（ 2 ） 専修学校の高等課程（ 2 ）
- 特別支援学校の高等部

- （ 1 ）通信制課程は対象外ですが、全日制課程に類する「全日型通信制（週5日以上登校）」は対象となります。
- （ 2 ）第3学年までに限ります。

2 給付金額及び給付期間

- <給付金額> 国公立：月額 5,000円 私立：月額10,000円
- <給付期間> 令和8年10月から令和9年3月まで

3 申請手続

申請期間：**令和8年8月17日（月）～ 令和8年9月15日（火）**

申請方法：必要書類を全て揃えて 綾瀬市役所6階 学校教育課 へ直接提出（郵送不可）
（開庁時間は土日休日を除く8:30～17:00）

上記期間外の申請はできません。

4 必要書類

申請書等の様式は、学校教育課窓口又は市ホームページから入手できます。

- (1) 奨学金給付申請書（第1号様式）
- (2) 在学校長の推薦書（第2号様式）
必要書類（ 在学への連絡票 推薦書 推薦書の記入例 ）を在学学校に持参し、推薦書の作成を依頼してください。学校から受け取った推薦書は開封せずに、他の必要書類と一緒に提出してください。
推薦書の作成は時間を要する場合がありますので、早めに在籍校へ依頼してください。

- (3) 令和7年中の所得を証明する書類
 - ・令和8年1月2日以降に綾瀬市へ転入した方 **提出が必要**
 - ・令和8年1月1日以前から世帯全員の住民票が綾瀬市にある場合 **提出は不要**
（ただし、昨年中の所得が未申告の場合は、裏面の【注意事項】を御確認ください）

令和8年度 市県民税所得証明書

所得証明書を提出する場合は、裏面の【注意事項】を御確認ください

令和7年分 給与・年金所得の源泉徴収票の写し

源泉徴収票を提出する場合は、裏面の【注意事項】を御確認ください

令和7年分の所得税の確定申告書(控)の写し

~ のいずれかを提出してください。
給与と所得以外の所得がある方は、又は の書類を提出してください

- (4) 家賃の金額等が確認できる書類（アパート、借家などに居住の方のみ）

「賃貸借契約書」などで、家賃、賃貸借人名義、物件、契約期間がわかる最新のもの。

【注意事項】

令和8年1月1日時点で綾瀬市に住民登録がある方

所得を証明する書類の提出は必要ありませんが、昨年中の所得が未申告の場合は、次のいずれかの手続きをお取りください。

- ・令和7年中に所得がなかった方、又は給与所得のみの方：**市役所課税課で所得の申告**
- ・令和7年中に給与所得以外（営業、不動産等）の所得があった方：**大和税務署等で確定申告**
教育委員会が所得データの確認を行うことで所得証明書類の提出がされたものとみなすため書類の提出は不要。

令和8年1月2日以降に綾瀬市に転入された方

「令和8年度市県民税所得証明書」（令和7年分の所得金額が記載されたもの）は、**令和8年1月1日時点で住民登録のあった自治体で取得できます。**

自治体によってはマイナンバーカードを用いたコンビニでの発行等も可能ですので、発行元の各自治体に御確認ください。

【注意事項】

所得証明書類を提出する際は、必ず次の点に御注意ください。

- ・令和7年中にダブルワークや転職等により複数の勤務先で就労していた場合は、全ての勤務先の源泉徴収票を御提出ください。
- ・申請対象の高校生本人を含め、同一世帯内の高校生以上の方がアルバイト・パートをしていた場合は、必ずその方の所得証明書類も御提出ください。

所得証明書類の提出の不備が判明した場合、再審査となります。その結果、認定から否認認定となった場合には、既に給付している奨学金を返還していただくことになります。

申請の際は必ず上記の注意事項を御確認のうえ、所得証明書類の提出をお願いいたします。

5 所得限度額

世帯全員の総所得金額の合計額が生活保護制度の基準をもとに計算される所得限度額より低い世帯が援助の対象となります。

【所得限度額の目安】

世帯人数	世帯構成	住宅の種類	所得限度額の目安
2人	母45歳・子17歳	借家等	約2,465,000円
		持家	約1,760,000円
3人	父45歳・母45歳・子17歳	借家等	約2,961,000円
		持家	約2,198,000円
4人	父45歳・母45歳・子17歳・子10歳	借家等	約3,451,000円
		持家	約2,688,000円
5人	父45歳・母45歳・子17歳・子14歳・子10歳	借家等	約3,983,000円
		持家	約3,220,000円

所得限度額は、あくまでも目安となります。

世帯の人数や年齢、住宅の種類（家賃等の金額）により所得限度額は異なります。

総所得金額とは、所得税法上の総所得金額です。

給与所得のみの場合・・・源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の額。

給与所得以外の所得がある場合・・・確定申告書の「所得金額等の合計」欄の額。